

第 4 5 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年 9月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

〇〇区〇〇町〇-〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇号室の物件（以下「本件賃貸物件」という。）が公共下水道管に接続されているかを明らかにする文書

2 同月22日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年11月29日、審査請求人は、名古屋市長に対し、本件処分を不服として、審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

公開請求のあった行政文書は、他者の個人情報に該当するため、非公開とする。

2 また、実施機関は、弁明書において本件行政文書を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件賃貸物件について

本件賃貸物件の給水契約は「戸数扱い」方式であり、建物全体に実施機関のメータを 1つ設置し、そのメータで建物全体の使用水量を検針しており、この場合、料金は、建物全体の使用水量を各戸（入居戸数）で均等に使用したものとみなして計算を行い、使用者（建物全体の給水契約者として届出された者）に請求している。そのため、本件賃貸物件の各戸と実施機関の間に給水契約は締結されていないが、各戸が下水道に接続されているかどうかは、本件賃貸物件自体が下水道に接続されているかどうかで判

断している。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書に記載されている本件賃貸物件の下水道接続状況に関する情報（以下「本件非公開情報」という。）は、本件賃貸物件の給排水設備等の所有者（以下「本件所有者」という。）及び本件賃貸物件について実施機関と給水契約を締結している者（以下「本件使用者」という。）の情報となる。実施機関で確認したところ、本件所有者及び本件使用者（以下「本件所有者等」という。）ともに個人の名義であった。

(3) 実施機関の主張

ア 審査請求人は、本件賃貸物件は所有者が賃貸事業を行う目的の為に所有しているものであるため、本件行政文書は条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報には該当せず、同項第 2 号に規定する事業を営む個人の情報であるから、本件処分の取消しを免れないと主張している。

イ しかし、実施機関は以下の理由により、本件所有者等が事業を営む個人であるかの情報を保有していない。

ウ 実施機関は、名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）に定める事業に係る事務を所掌しており、当該所掌事務に必要な範囲で個人情報を保有することとなる。実施機関において、給排水設備等の所有者の届出及び給水契約の締結の事務に際して、届出をした所有者及び給水契約を締結する者が個人の名義であった場合、その個人が事業を営む個人であるかの情報は必要ではないため収集していない。

エ 給排水設備等の所有者の届出において、その物件が賃貸物件である場合は、所有者を当該賃貸物件において実際に不動産貸付業を行っている本人としなければならないという規定は実施機関には存在しない。

オ 給水契約の締結において、契約する物件が賃貸物件である場合は、使用者を当該賃貸物件において実際に不動産貸付業を行っている本人としなければならないという規定は実施機関には存在しない。

カ そのため、実施機関は本件所有者等が個人の名義であることをもって本件対象文書は条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報に該当すると判断している。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書につき次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。」と定め、同項第 1 号で「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定されているところ、本件賃貸物件は、全戸（一棟全部）同じ所有者に属するものであり、所有者が賃貸事業を行う目的のために所有しているものである。そこで、審査請求人が開示を請求する「本件賃貸物件が公共下水道管に接続されているかを明らかにする文書」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、同号には該当しない。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号ではなく、同項第 2 号に規定されている。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。」と規定している。

(4) したがって、条例第 7 条第 1 項第 2 号の非公開事由に該当するか否かが

検討される余地はあったとしても、同項第 1号に該当しないことは明らかである。そして、同項第 1号と第 2号は、非公開とする場合の要件が全く異なるのであるから、本件において、審査請求人が公開請求した文書につき、同項第 2号の要件に該当するか否かの検討は全くされていないものである。

(5) よって、本件処分は、非公開事由に該当するかについて、適用条文及び適用要件を誤ったものであり、違法、不当であって、取消しを免れない。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 公開又は非公開の判断にあたり、条例第 7条第 1項第 1号を適用した実施機関の決定が妥当であったか否か。

(2) 本件非公開情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書には、○○○○○等が記載されており、下水道管に接続されているか否かは、○○欄を見ることにより確認することができる。

4 適用条文について

審査請求人は、本件処分の適用条文に誤りがあると主張しているため、その点について検討する。

(1) 実施機関は、上記第 3の 2(3) のとおり、本件処分にあたり、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして本件処分を行った。

(2) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別できる情報で通常他人に知られたくないと認

められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

- (3) 審査請求人は、上記第 4の 2のとおり、本件賃貸物件は本件所有者が賃貸事業を行う目的のために所有しているものであるため、本件行政文書に記載された情報は条例第 7条第 1項第 1号に規定する個人情報には該当せず、同項第 2号に規定する事業を営む個人の情報であると主張している。
- (4) 審査請求人の主張するとおり、条例第 7条第 1項第 1号に規定する個人情報には事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まれず、個人事業主の当該事業に関する情報に関しては、同項第 2号の法人情報として公開又は非公開の判断を行うこととなる。
- (5) 一方、実施機関は、上記第 3の 2(3) のとおり、本件行政文書に記載された個人が個人事業主であるか否かの情報を保有していないことから、条例第 7条第 1項第 1号の個人情報として公開又は非公開の判断を行ったと主張している。
- (6) 条例第 7条第 1項第 1号に規定する事業を営む個人とは、地方税法（昭和 25年法律第 226号）第72条の 2第 8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいうとされており、同条第 8項第 4号に不動産貸付業が掲げられている。不動産貸付業を行っているか否かは、一戸建て以外の建物では10室以上の貸付を行っている場合であると解されている。
- (7) 当審査会において確認したところ、本件行政文書に記載された本件所有者等はいずれも個人の名義であり、実施機関の上記第 3の 2(3) ウからオの主張を踏まえると、本件所有者等が不動産貸付業を行っているか否かを実施機関が把握できたとは認められない。
- (8) 条例第 3条に実施機関の責務として、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定されていることから、実施機関が、本件所有者等が個人事業主であることを確定できない状況において、条例第 7条第 1項第 1号の個人情報に該当するとして、公開又は非公開の判断をしたことは不合理であるとは認められない。
- (9) したがって、実施機関が条例第 7条第 1項第 1号を適用して、公開又は

非公開の判断をしたことは妥当である。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号の趣旨は、上記 4(2) に記載したとおりである。

(2) 特定の住所を指定して行われた本件公開請求において、特定した本件行政文書は、その全体が本件所有者又は本件使用者を識別することができる情報であることは明らかである。そこで、本件非公開情報が通常他人に知られたくないと認められるか否かについて検討する。

ア 公共下水道に接続するために必要な排水設備の設置費用は、原則物件の所有者が負担することとなっており、排水設備は物件の所有者の財産に関する情報であるといえる。

イ 本件行政文書には、本件賃貸物件の下水道接続状況が分かる情報が記載されており、排水設備の有無が分かる。そのため、当該情報は本件所有者の財産に関する情報であり、個人の資産総額や、収入額、所得額、税額等についての情報ほどの秘匿性はないものの、個人の財産状況に関する情報であることから、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) したがって、本件非公開情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

条例第13条第 1項が規定する、行政文書の全部又は一部を公開しないときの理由提示の趣旨は、実施機関の非公開決定における慎重かつ合理的な判断を確保すること及び非公開の理由を請求者に知らせることである。このため、非公開の理由は明確に示さなければならないところ、本件処分における実施機関の理由提示は、他者の個人情報に該当するため条例第 7条第 1項第 1号に該当するというものであった。

本号が、特定の個人を識別することができる情報で通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非公開とすることを定めたものであるところ、本件処分における実施機関の理由提示は、条例の規定に即したものではなかった。

実施機関においては、今後、全部又は一部を公開しないときの理由提示について、条例の趣旨を十分に踏まえ、適切に記載をするよう要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年12月 4日	諮問書の受理
12月27日	弁明書の受理
令和 6年 1月22日	反論意見書の受理
12月20日 (第80回第 2小委員会)	調査審議
令和 7年 2月21日 (第82回第 2小委員会)	調査審議
3月21日 (第83回第 2小委員会)	調査審議
4月21日 (第84回第 2小委員会)	調査審議
5月20日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里